

法の主旨は明確に「当該事業主に引き続いて雇用されることを希望する場合」は、その労働者を65歳まで雇用しない、ということだ。JR東日本のようすに、60歳で首を切り、採用試験を受け、受かれば関連会社に再雇用するなどというようなやり方を認めているわけではないのである。

**第4条2** 事業主は、その雇用する労働者が、その定年後も当該事業主に引き続いて雇用されることを希望するときは、当該定年から65歳に達するまでの間、当該労働者を雇用するよつに努めなければならぬ。

法では「当該事業主の継続雇用」が明記

**法では「当該事業主の継続雇用」が明記**  
「高齢者等の雇用の安定に関する法律」  
のやり方は卑劣かつ犯罪的なものだ。

「シニア協定」は、高齢者をはじめ労働者全体の雇用・権利・賃金・労働条件を根幹から搖るがし、破壊する重大な攻撃である。だがこれは、不当だとうばかりか、明らかに法にも抵触する違法協定である。それを裏切り妥結し、しかも「成果」のように称して組合員をだまし、組織破壊攻撃や大合理化推進の道具に使おうとするJR東労組のやり方は卑劣かつ犯罪的なものだ。

# 職業安定法の 精神にも違反！

当然のことだが、政府の基本方針でも「希望者全員を対象とする」というたわ  
れているのだ。

これだけを見ても、「東労組の組合  
員だけが救われる」などと称して組織  
破壊攻撃を加えるやり方の卑劣さ、ウ  
ソ・ペテンは明らかである。政府方針  
以下の協定を成果だと「デツチあげてか  
つぎまわり、差別・選別を煽るような  
連中は、もはや労働組合ではない。

第4の1の② 65歳までの継続雇用を促進するため、希望者全員を対象とする60歳を超える年令までの継続雇用制度の導入を促進する。……そのために、行政指導その他必要な指導を実施する。

さらにこの法律の第4条3では、労働大臣は、高齢者等職業安定基本方針に照らして、雇用延長制度の導入や改善に関する計画の作成を企業に指示したり、その計画の変更を勧告したりすることができると定められている。

また、高齢者等職業安定基本方針は次のとおり定めている。

東労組の裏切りは明白だ  
シニア協定一は違法協定

## 外注化との抱き合 わせは明白な不当 労働行為！

さらに「就業規則は労働協約に反してはならない」（労働基準法第92条）のだから、この点からも就業規則における退職者の扱いは、労働協約での再雇用手続きを下回ることは許されない。

それはかりではない。労働基準法第89条では、退職に関する事項は就業規則の必要記載事項に定められているにもかかわらず、これを就業規則に定めずに労働組合所属による差別扱いをようとしていることも違法行為であり

労働基準法にも違反

「求職の申し込みは全て受理しなければならない」ということなのだ。会社は「JR社員だけに対象が限られており、JRが責任をもつのだから職業紹介事業にはあたらない」と主張して開き直り、労働大臣に認可すら受けようとしているが、仮にその前提にたつたとしも、協約を締結するか否かで再雇用先の紹介まで差別・選別するようなやり方が合法となるわけではないことは明らかだ。

**第5条** 公共職業安定所及び職業紹介事業者は、求職の申し込みは全て受理しなければならない。

は職業紹介事業にあたるものである。しかも会社は、協定を結ばない組合は再雇用先紹介の対象にしないとしているが、これも職業安定法の精神に反するものだ。職業安定法では、「無料の職業紹介事業を行うものは労働大臣の許可を受けなければならない」とした上で、次のように定められている。

JR東労組・革マルが「60歳以上の雇用確保実現」などと称する「シニア協定」はこのように、まさに違法行為の固まりとしか言いようのないものだましてや「覚書が前提、東労組以外は再雇用されない」などというキャンペーンは、百分百デマ宣伝に他ならない。これはこの間の東労組の裏切りの総決算というべきものだ。断じて許せない今こそ東労組を解体しよう。

向上に協力することをセットにして回答をだした使用者が、その条件を受け入れなかつた一方の組合に所属する組合員に一時金を支払わなかつたことを不当労働行為とする判決がだされており（日本メールオーダー事件）、今回の「シニア協定」は、まさにこの類型と同じである。否、高齢者の継続雇用という、法的枠組みもできている問題をこのように扱うことは、より悪質な不当労働行為にあたることは明らかだ。

大失業と戦争の時代に通用する新しい世代の勤労千葉を創りあげよう！